

財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書

令和 5 年 5 月 / 2 日

社会福祉法人島寿会
理事長 岡田 正人 殿

支援業務実施者 愛媛県松山市三番町4丁目8番地5
税理士法人 越智会計事務所
代表社員 越智通守

貴法人より委嘱を受け、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日に社会福祉法人島寿会において実施した、財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務は下記のとおりです。

記

支援項目及びその事項についての所見の詳細については別紙を参照ください。

本業務は、貴法人における「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」を行うもので、所見への記載事項は、業務実施の過程で発見されたものであり、当該記載事項が貴法人における全ての問題点を網羅していることを保証するものではありません。また、当該業務の結果として、貴法人の業務運営の適正性、計算書類の適正性を保証するものではありません。

この報告書は、所轄庁への報告及び貴法人の内部での利用を前提に作成しておりますので、上記以外に利用される場合には、事前に支援業務実施者の了解を得ていただくことが必要です。

以 上

(注 1) 支援業務実施者（税理士、税理士法人、公認会計士又は監査法人）にあわせて、記名のこと。